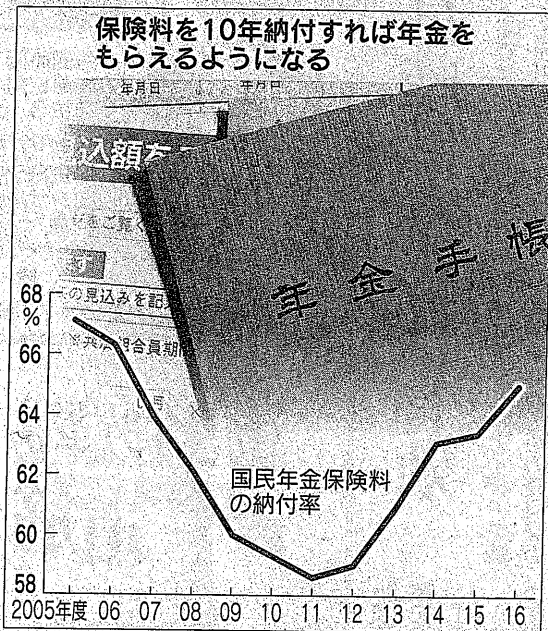


ニュースフォーキャスト
Forecasts

政府は8月1日、公的年金を受け取るために必要な制度への加入期間(受給資格期間)を現行の25年から10年に短縮する。期間が25年に満たず年金がもらえなかった人を救うための措置だ。該当する高齢者には朗報だろう。ただ「10年間保険料を払いさえすれば年金がもらえる」という認識が広がると、年金が少額になる人が将来増え、生活保護の受給者増につながる恐れもある。

日本の公的年金制度は、原則としてすべての国民が20歳から60歳になるまでの40年間、制度に加入して、保険料を払う仕組みになっている。そして40年のうち25年以上実際に加入していることを年金給付の条件としていた。一定期間以上加入して金額を増やさない、老後の生活保障には不十分と考えたからだ。所得が少ないなどで保険料が払えない場合には免除制度も用意されており、免除期間も加入

年金の受給、10年で資格 (1日)



期間に含めることができる。自営業者らが加入する国民年金ならば、40年間保険料を払って満額になった場合で65歳からもらえる額は月約6万5000円。25年加入ならば約4万1000円。10年だけだと約1万6000円だ。

今回の制度変更の恩恵を受けるのは、加入期間が10年以上あるが25年には満たずに年金をもらえずにいた高齢者。約64万人いるという。これら

の人は8月以降、年金事務所ですぐに手続きすれば、10月から加入期間に応じた年金が振り込まれるようになる。ないものと思っていた年金が発生するのだから、月2万〜3万円でもうれしい収入増だ。

そもそもこの制度変更は、消費税率を10%に上げたときに、その財源を使って国民にメリットを感じてもうということも必要だと打ち出された。公的年金の原資は保険料

低額年金者が増える恐れ

と公費なので、受給者が増えれば国の財源手当ても必要になる。安倍晋三首相は10%への引き上げを2度にわたり延期している。本来ならば加入期間短縮はまだ実現していかないはずだ。

ところが、2016年の参院選で与野党が国民の歓心を買おうと早期実施を公約したこと、同年秋に閣連法が成立し、8月から実施の運びとなった。

国民は喜んでばかりはいられない。財源のめどがないままなので、そのぶん国の財政は悪化している。そしてさらに大きな懸念は若い世代の老後の年金の低額化だ。吉原健二・元厚生事務次官は著書の中で「10年で年金の受給資格がつくという事は事実上、30年の保険料の滞納、未納を認めるといふこと」と指摘している。

それだけでなく国民年金の保険料納付率は16年度で65%にとどまっている。特に20

30代の納付率は低い。今回の制度変更が納付率に悪影響を与えないとは言いがたい。ぎりぎりの加入10年で気がつけば老後の年金は月1万円台という人が将来増えかねないわけだ。これでは暮らせないので、生活保護に頼るといっても増えるかもしれない。するとさらなる国の財政悪化につながる。

人口の少子高齢化に伴い、長期間制度に加入したとしても、年金額はかつてに比べれば実質的に減っていく。この目減りを防ぐための方策の一つとして、原則として40年ではなくて45年保険料を払ってもらう制度改革案もささやかれている。このような視点からも10年加入で年金がもらえる制度変更はマイナスだ。

政府はいま無年金の人に年金を支給されるかもしれないという利点ばかりではなく、将来世代の低年金化の危険性も十分周知すべきだ。

(山口 聡)